

○生産緑地地区制度概要

**\* 生産緑地地区制度とは**

市街化区域内にある農地の緑地機能に着目して、災害の防止や農業と調和した都市環境の保全などに役立つ農地を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図る都市計画の制度です。生産緑地地区に指定された農地は、その後農地として管理することが義務付けられ、農地以外の利用が出来ません。

**\* 生産緑地の指定要件**

- ①市街化区域内にある農地等で公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全など、良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の用に供する土地として適しているものであること。
- ②面積500㎡以上の規模の区域であること。
- ③用水路その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるものであること。

**\* 生産緑地の行為制限解除**

当該生産緑地地区の指定を告示した日から起算して30年を経過したとき、又は主たる農業従事者が死亡、もしくは農業に従事することが不可能な故障となった場合に、市長に対し買い取りの申出をすることが可能です。

買い取りの申し出が出されると市は各部局に買い取り希望照会を行い、買い取りの申し出がない場合には農業委員会、農協を通じて農業従事者へ取得斡旋の依頼を行います。買い取り申出の受理の日から起算して3ヵ月以内に生産緑地の所有権の移転が行われなかった場合は行為制限解除となります。

**\* 富士見市生産緑地地区数及び面積**

告示日	地区数	面積
平成 4年12月10日	216地区	70.77ha
平成 22年12月24日	246地区	88.40ha
本議案可決後	243地区	87.66ha

## 富士見市生産緑地地区の都市計画変更手続きについて

平成23年 8月25日	市農業委員会総会（承認）
平成23年 8月29日	県環境部長との事前協議
平成23年 9月13日	県知事協議
平成23年 9月22日	県知事から回答（異存なし）
平成23年10月 6日	法第17条による案の告示
平成23年10月 6日から 平成23年10月20日まで	法第17条による案の縦覧
平成23年11月15日	市都市計画審議会へ諮問
（平成23年 月 日）	法第20条による決定告示
（平成23年 月 日）	図書の写しの送付

## 理 由 書

本理由書は、都市計画法第17条第1項の規定（第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定）に基づき、富士見都市計画生産緑地地区の変更についての理由を示したものです。

## 【変更の理由】

変更する生産緑地	変更する内容
第 7 6 号生産緑地地区	法第10条の規定により買取りの申出書 が提出され、その後、申出のあった日から 3ヶ月の期間内に所有権が移転されな かったため、行為制限が解除された。
第 9 8 号生産緑地地区	
第 1 1 9 号生産緑地地区	
第 1 3 4 号生産緑地地区	
第 1 4 6 号生産緑地地区	
第 2 6 号生産緑地地区	面積を実測した結果、決定面積と差異が生 じた。
第 1 4 0 号生産緑地地区	
第 2 4 9 号生産緑地地区	
第 2 7 0 号生産緑地地区	
第 2 1 3 号生産緑地地区	法第10条の規定により地区の一部につ いて行為制限が解除され、それに伴い一部 地域が面積要件を欠いた。

## 富士見都市計画生産緑地地区の変更（富士見市決定）

- 1 都市計画生産緑地地区中、第26号生産緑地地区ほか6地区を次のように変更する。
- 2 都市計画生産緑地地区中、第76号、119号及び146号生産緑地地区を廃止する。

名 称	面 積	備 考
第 2 6 号生産緑地地区	約 0. 1 4 h a	
第 9 8 号生産緑地地区	約 2. 2 2 h a	
第 1 3 4 号生産緑地地区	約 0. 0 8 h a	
第 1 4 0 号生産緑地地区	約 1. 2 7 h a	
第 2 1 3 号生産緑地地区	約 0. 0 6 h a	
第 2 4 9 号生産緑地地区	約 1. 6 8 h a	
第 2 7 0 号生産緑地地区	約 0. 6 9 h a	

【位置及び区域は計画図表示のとおり】

## 理 由

法第10条の規定に基づく行為制限の解除などにより、都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。